

# 企業の社会的責任に関する実態と制度

「法と経営学」の分析枠組みを通じた考察

## 境 新 一

### 1. はじめに

社会生活において、守らなければならない共同の一定の規律のことを社会規範という。法、法律は他の社会規範である道徳、慣習などと異なり国家権力による強制力がある点に特徴がある。経済活動、企業の経営活動に法は不可欠である。

会社法や商法では、企業は商人、営利を目的とするその活動は商行為とよばれる。企業の設立は勿論のこと、取引、従業員の派遣、事業統合、経営不振に起因する倒産、解散、事業再生に至るまで、主に民法・商法を中心とする私法のほか、契約法、労働法、破産法などが様々に関わる。また、近年にみられる企業による犯罪・不祥事が報告される場面で、紛争の解決や訴訟への対応を迫られるなど、経営と法律との関わりの深さを認識させられることは多い<sup>1)</sup>。

本稿では、以上を踏まえて、社団法人の典型である会社、特に株式会社を中心に、企業社会の実態と制度について、企業の社会的責任を起点として、法令遵守やリスクマネジメントにふれながら、最後に「法と経営学」の分析枠組みから考察することにした。

### 2. 企業の社会的責任

企業の社会的責任とは、社会の目的や価値に照らして望ましい政策をたて、それを実行に移すことをいう。しかし社会にとって望ましいことの内

容は時代や状況により変化する。今日、企業とそれを取り巻く環境との関係は緊密になり、一部の企業は大規模化し、その社会的影響力は非常に大きいものとなった。企業の社会的責任の例としては、次のものがあげられる。

法律・法令を守る。 有害で危険な商品を生産・販売しない。  
損害に対する賠償責任を負う。 地球環境の汚染・破壊を行わない。  
利害関係者に真実の情報を伝える。 地域社会との協調を図る。  
競争制限行為を行わない。 成果の配分を公正に行う。 資源の  
消耗を防止する技術を開発する。 国民の利益や国際秩序に反する行  
為を行わない。

例えば、生産者は、消費者の信頼に応じて安全な製品を製造しなければならない。しかし、現実には製品の欠陥により、人の生命や身体または財産に被害を与える可能性も生じる。このような欠陥のある製品を購入した消費者が被害を受けたとき、製造業者に製造物責任（product liability: PL, 製造物責任法<sup>3</sup>）が生じる。これは製造物責任法により補償を製造業者に求めることができる。

米国では、企業の社会的責任（corporate social responsibility: CSR）とは、社会的存在としての企業の果たすべき役割のことであり、企業と社会が健全に成長し合うことを目的としている<sup>2)</sup>。

企業の社会的責任は、大きく 経営的責任（利益追求，利益分配，債務支払い等） 法的責任（刑事責任，民事責任，法令遵法） 倫理的責任（道徳の堅持，倫理憲章の実施等） 裁量的責任（地域貢献，文化活動支援等）の4つに整理される。このうち、法的責任には、更に民事責任，刑事責任，行政上の責任がある。倫理的責任は、社会規範に反した為に生ずる種々の不利益から法的責任を除いたものである。CSR に関する法・制度・社会的システムが作られ、資本市場の社会責任投資（socially responsible investment: SRI），CSR による企業評価も普及し始めている。ただ，CSR は，例

## 企業の社会的責任に関する実態と制度

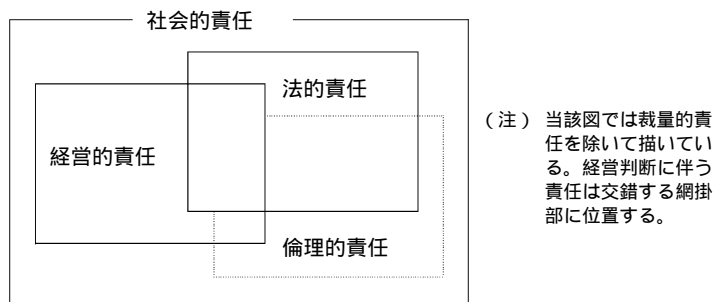


図1 経営的責任と法的責任

例えば、利害関係者（ステークホルダー stakeholder）からの制約条件や期待にこたえる責任、というように、その定義自体は様々に存在している。

経営的責任、法的責任、倫理的責任は相互に深く関わりを有することが理解されよう。上記のうち、倫理的責任は、法令遵守（コンプライアンス compliance）とリスクマネジメントを超えて、あるべき組織像（企業像）の実現、言い換えると経営倫理の実践という点で、最上位の責任といえる。ただし、ここで取り扱う社会的責任とは経営的責任（利益追求、利益分配等）と法的責任（法令遵法）を中心とする。

### 3. 法令遵守（コンプライアンス）

#### 3.1 法令遵守の定義

「法令遵守」「法律・法令を守ること」はコンプライアンス (compliance) ともよばれる。企業にとって、法令遵守は自明のことであるが、コンプライアンスが全て法令遵守と考えることは誤りである。そもそも、法令が社会的要請の全てに適切に応えられてはいないのであり、企業倫理も含めた「法令等」を遵守することと解釈すべきである<sup>3)</sup>。

ただし、企業倫理の内容は必ずしも明確ではない。企業は、企業倫理の基準を自ら提示する必要がある。企業倫理は法令より高い倫理基準となる。

ただし、求められる企業倫理は変化することを忘れてはならない。

企業が事業を通じて社会に価値を提供する、かつ、事業活動に際して、法令等を遵守することは社会的責任であり、最低条件と言える。今日、それから更に一步踏み出し、積極的に企業市民として社会的課題すなわち社会貢献や地域貢献に取り組むことが要請されているのである。

### 3-2 コンプライアンスの意義

今日、コンプライアンスが必要となった背景には、相次ぐ企業不祥事に対する社会的批判がある。企業に対する市民の厳しい批判は、経済システムの変化に密接に関係しており、企業業績に深刻な影響を与える。企業不祥事を防止するためのコンプライアンスが必要とされてきたのである。

ちなみに、企業不祥事の類型には、事故 法令等違反 個人的法令等違反（例：インサイダー取引） 組織的法令等違反（例：不正会計） 構造的な法令等違反（例：談合）などがある。

高成長経済から低成長経済へ変わり、終身雇用・年功序列から雇用の流動化、賃金の弾力化への変化、株式持合の低下や系列の弱体化、事前指導・護送船団方式から事後検証・自己責任原則への移行などの経済のグローバル化が進行した。それに伴って、規則に基づく公正な競争が志向され、規則違反に対する厳しい制裁が課せられるようになるとともに、企業の自浄能力に対する期待が高まったのである。

コンプライアンスは、究極のところ、企業価値の向上にあると言える。企業の社会的責任、企業不祥事の防止（リスクマネジメント）だけでなく、競争優位性の強化による企業価値の向上という経営戦略の視点、そしてそれらを包括した戦略経営の志向である<sup>4)</sup>。

### 3-3 コンプライアンスと企業統治、内部統制

所有と経営の分離により登場した専門的経営者はその立場上、出資者の

## 企業の社会的責任に関する実態と制度

みならず他の地域社会、顧客、労働組合、原材料供給者などの利害関係者（ステークホルダー stakeholder）のためにも一層多くの注意を払い、企業の存続・発展のために努力しなければならない。専門的経営者によって行われる一連の企業経営、企業統治の行為はコーポレート・ガバナンス (corporate governance) と呼ばれる。企業統治は、株主から経営を委ねられた経営執行者が会社の目的を達成することを確保する仕組み（内容が法令で定められている）である<sup>5)</sup>。

経営者による企業統治が目指すものは、経営の透明性 (transparency)、説明責任 (accountability)、利害関係者間の均衡維持 (balance)、法令遵守 (compliance) である。企業を統治する者は企業価値を創造し、増大させる使命を帯びている。企業統治の基礎となるのは経営判断の原則である。経営判断の原則 (business judgement rule) とは米国で導入されており、取締役がこれに従ってなした意思決定であれば、取締役の責任は法的に追及されないとする原則である。そしてこの適用は取締役が通常和努力で入手可能な重要情報を十分に調査した上でなされた判断であったか否かに左右される（米国では informed judgement という）。

一方、内部統制とは経営執行者が会社の目的を達成しよう組織を管理する仕組み（内容は法令で定められていない）である。今日、内部統制システムの確立ないしは法令遵守、リスクマネジメント態勢の確立は取締役会、代表取締役、そして監査役（会）の責務であると考えられる。内部統制の在り方は企業統治の在り方によって規制される。すなわち、取締役会と最高経営責任者 (CEO) の在り方が、内部統制の基盤である統制環境を形成し、統制環境が企業統治と内部統制をつなぐ接点をなしている。米国のトレッドウェイ委員会 (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission: COSO) 報告書の描く内部統制は、監査委員会を含む取締役会と、最高経営責任者以下の執行役員を前提とする、米国型の概念を示している<sup>6)</sup>。企業統治、内部統制いずれもコンプライアンスを達成するた

めの仕組みとも言えるのである。

### 3-4 量刑ガイドライン

米国では、1991年、組織に関する量刑ガイドラインが出された。これは、司法の場で連邦法上有罪を受けた組織に対して懲罰的罰金額を算定する際の基準として発表されたもので、効果的なコンプライアンス・プログラムを有する事業者は優遇するという趣旨のものだ。具体的には、企業不祥事を未然防止するために効果的な倫理プログラムを有する事業者は罰金額を20分の1まで軽減する一方、効果的なプログラムを有しない事業者はそれが4倍にまで増額されるというものである。この発表により米国企業の間で自主行動基準の策定とその遵守体制を確立する動きが広まったといわれている。効果的プログラムとして7つの基準からなるコンプライアンス・プログラムが明記されている。内容は、法令遵守基準と手続の確立 上級幹部からコンプライアンス担当者を任命 法令違反のおそれのある者に重大な裁量権を与えない 社員に対する教育研修、マニュアルの配布 法令違反発見のための監視制度と報告制度 法令違反を行った者に対する罰則規定 法令違反行為に対する是正・再発防止措置の実施などである。

法令違反を十分に抑止するために罰金を高額化する一方、効果的なコンプライアンス態勢を確立していれば罰金を軽減するものとした。これは企業に対して、効果的なコンプライアンス態勢の確立を促すためであった。

そのガイドラインにみる罰金額の算定方法は、犯罪の種類に応じた基準罰金額を基礎に定められている。

### 3-5 コンプライアンス事例

ここでは米国および日本のコンプライアンス事例をあげる。

## 企業の社会的責任に関する実態と制度

### (1) 米国

1996年、ケアマーク・インターナショナル事件が起きた。当該事件は、医療サービス会社が医師らへの不法な給付金の支払いをめぐり、取締役の監督責任が追求された株主代表訴訟である。デラウェア州裁判所意見では、取締役は、社員の法令違反行為の疑いの有無にかかわらず、効果的なコンプライアンス態勢を確立する義務を負っており、その義務を果たさない場合、法令違反の結果会社に生じた損害について賠償責任を負うものとした。効果的なコンプライアンス態勢の要件は、連邦量刑ガイドラインが参考にされる<sup>7)</sup>。

また、2002年、不正会計および粉飾決算を糾弾されたエンロン事件やワールドコム事件をうけてサーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act) が成立した。これは上場企業の財務報告・情報開示の正確性と信頼性を改善し、投資家を保護することを目指すものである。

その主な内容としては、以下の項目があげられる。

財務報告に係る内部統制の有効性についての認証      ディスクロージャーに係る内部統制の有効性についての認証      監査委員会の独立性の強化      外部監査人の独立性の強化      倫理綱領の公表

### (2) 日本

日本では、1995年、大和銀行ニューヨーク支店事件が起きた。同行行員が11年間にわたり米国債を無断・簿外で売買し、約11億ドルの損失を発生させた。大和銀行は、事件発覚後、行員の犯罪について法定期間内に届出を行わなかったことにより刑事訴追され、司法取引により3億4000万ドルの罰金を支払った。

この事件の結果、日本では1996年、大蔵省通達、全銀協ガイドラインを設け、海外支店にコンプライアンス・オフィサーを設置することになった。

また、1999年、金融検査マニュアルが公表された。それは自己責任原則に基づく内部管理態勢の確立をチェック、内部管理態勢の2本柱はコンプライアンスとリスク管理である。

さらに、2000年、大和銀行株主代表訴訟に関わる大阪地裁判決では、取締役が、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢を確立すべき善管注意義務および忠実義務に違反したとして約8億8000万ドルの損害賠償責任を認めた。この結果、取締役は、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢を構築すべき善管注意義務および忠実義務を負うものとなった。ただし、どのようなコンプライアンス態勢およびリスク管理態勢を構築するかは経営判断の問題であり、法令に違反しない限り、広い裁量が与えられることになった。

当該事件後、2001年に、大阪高裁に控訴中に2億5000万円で和解、2002年に、神戸製鋼所株主代表訴訟和解があった<sup>8)</sup>。裁判所所見では、取締役は、違法行為を防止する実効的な内部統制システムを構築すべき法的義務があるものとした。

その後、2002年には商法が改正され、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢の構築義務を明記され、され、次いで2006年には新会社法が施行され、大会社の取締役の内部統制システム構築義務を明記された。

#### 4. リスクマネジメント

元来、リスク (risk) の概念とは、事故、事故発生の不確実性・可能性、見込と結果の齟齬、危機、脅威、不測事態、突発事故、危険状態、損失など多様で複雑な意味をもつ。リスクを分析対象として研究してきた社会科学の領域には経済学、経営学、法学などが含まれる。勿論、実際にリスクを分析する場合には、各領域でその具体的な事象の範囲や内容を絞り込んで確定させなければならないことは言うまでもない<sup>9)</sup>。

リスクの対処方法について、1920年代にマーシャル (L. C. Marshall) 、



## 企業の社会的責任に関する実態と制度

1950年代にイエーニ(O. Jenni), 1970年代にヘッド(G. L. Head)など、古くから多くの学者による研究成果が存在する<sup>10)</sup>。このうち、ヘッドはリスクの対処方法を防止・制御(risk control), 財務・費用支出(risk financing)に大別している。すなわち, リスクに対する回避, 除去を行うか, またはリスクに対する準備, 転嫁を行うかである。

リスクマネジメントとは, リスクに対する具体的な対処の仕方, 対策, 政策, 管理, 戦略などを意味することになる。その目的は企業の維持発展や持続的成長を阻む経営危機, 倒産危機からの防衛または回避の科学的管理である。それは適正な利益と適正な費用の均衡の上に成り立つ。

企業の経営管理は, リスクマネジメントとしてとらえられなければならない。体系的手法たるマネジメントサイクル(management cycle)に組み込まれ, 全社的なシステムとして構築されることが求められており, 会社法, 日本版サーベンス・オクスリー法対応は全社的リスクマネジメント(統合リスクマネジメント)が基本システムであり, リスクマネジメント手法としてISO(International Organization for Standardization 国際標準化機構), HACCP(hazard analysis critical control point 危害分析管理点監視), 業務のマニュアル化が機能するべきであり, リスクマネジメントの観点から内部統制も考える必要がある。既に述べたリスク確定のための方法が内部統制を構築する上で不可欠なのである<sup>11)</sup>。

一方, 経営上のあらゆる法的リスクを予見し, その要因を整理し, 対処法を見出すことにより, 最終目的としてのリスクを未然に回避することが重要となる。各局面にしたがって法律の活用基準を変え, リスクに対する対処方法も変える。紛争処理を主眼とする臨床法務では, 法律は裁判基準を第一義とする。一方, 紛争回避を目的とする予防法務では, 法律は裁判を避けるための判断基準として捉えられ, 意思決定のために規範化される。さらに, 戦略法務では法律は企業の意思決定のための基準として, 経営戦略ないし意思決定へ参画し, 法律を基準として判断される。

## 5. 「法と経営学」の分析枠組み

### 5-1 経営と法律の領域

経営は企業に関する積極要素であるのに対して、法律は企業に関する消極要素ともいえよう。経営の視点からは利益、法律の視点からは費用が意識される。従来は利益を意識するあまり、費用を節約する傾向があった。しかし、社会的責任を果たすために費用をかけることは、企業経営にとっ

表1 主な利害関係者と関係法規

利害関係者	関係法律	対象事例
株主・投資家	商法, 金融商品取引法	株主代表訴訟, 利益供与罪
取締役	民法, 商法, 会社法, 刑法	善管注意義務, 忠実義務 取締役の汚職罪, 特別背任罪
従業員	労働法	セクシャルハラスメント 安全配慮義務違反
取引業者	独占禁止法	不正取引
下請会社	下請代金支払遅延防止法	下請代金遅延
競争会社	知的財産法, 独占禁止法 不正競争防止法	談合罪
消費者	景表法, 製造物責任法 消費者契約法 特定商法取引法	誇大広告, 欠陥商品 不当契約
国/ 地方公共団体	斡旋利得処罰法	贈賄罪
地域社会 外国取引	外為法, 関税法 不正競争防止法	不正輸出

て長期的には利益となることを認識しなければならない。経営の目指す利益と法律の目指す公正・平衡をどのように実現すべきか、を検討しなければならない。経営、法律には各々の判断基準とその表裏の関係としての責任が存在する。利害関係者に関する法律問題は以下のような関係法規と対応することになる<sup>12)</sup>。

### 5 - 2 経営と法律の分析視点

私たちは企業の経営行動を多角的視野から分析していくことを求められる。企業は市場原理に基づく利益（私益）追求を行うべく、経営の機能が要請される一方、それは広く市民の利益（公益）維持に抵触しない最低限の枠組みに抑えられるべく、法律の機能が必要とされる。本研究は、以上の事実を踏まえて、経営と法律の分析視点に立脚し、企業という組織に対して、経営は促進機能、法律は抑制機能を中心的役割として捉えるものとする。しかし、この機能はときには逆転して働く場合もあり得る。すなわち、経営、法律ともに促進機能と抑制機能の両面があるのである。促進、抑制の対象となるものは利益、特に公益と私益であろう。経営の視点からは利益、法律の視点からは費用が意識される。従来は利益を意識するあまり、費用を節約する傾向にあった。しかし、社会的責任を果たすために費用をかけることは企業経営にとり長期的利益となることを認識しなければならない。また、経営と法律の機能は、企業が不正や犯罪によって打撃を受けることを未然に防ぐことにも貢献する。

経営および法律の目指す利益、特に公益（社会・業界全体の不特定多数の利益で、全ての利害関係者の利益）と私益（自己の特定の利益で、株主の利益）の追求とその均衡を検討することになる。私益の類似概念に共益（相互互助を踏まえて、限定された構成員のみの利益）も存在するが、ここでは私益を公益の排反概念「非公益」として捉え、共益を私益に含めるものとする。

### 5-3 公益と私益の追求とその均衡

公益と私益の原点にある「公と私」は“public”と“private”と共に対概念である。しかし、public や private の概念自体に価値判断、善悪の倫理的な意味は含まれないのに対して、「公」は「正しい、偏りのない」意味を、「私」は「邪な、偏りのある」意味をもち、「公と私」は本来、価値判断を含むものと言える<sup>13)</sup>。

公益は私益を実現させた上で達成し得るし、私益は公益を実現する範囲において容認される。すなわち、公益と私益は相互媒介性をもって実現しあうのである。従って、公益と私益は単純な対立概念とは言えない。

特に、公益はしかるべき過程のなかで社会や組織の構成員のコンセンサス（合意、同意）を得て実現するものであろう。ただし、構成員のコンセンサスを得ること自体に時間を要する上に、非常に難しいものでもある。

今、利益を重視することを+、重視しないことを-で表すとき、公益、私益の組合せである（公益、私益）は、次の から までの4つに分類される。

組織（企業）が、個人（内部告発者）が または の立場にあるとき、両者の乖離は最大となる。経営のみに従うと、私益を優先し、公益との均衡を崩してしまう結果となる。その場合は、法律に従って費用を払い、公益を優先するように転換しなければならない。組織においても、個人においても、公益は必ず満たされねばならないが、私益に反する企業も存続できない。この公益と私益を均衡させることは経営と法律の目指す均衡の1

表2 公益と私益の分類

	(公益, 私益)	公益, 私益の評価
	(+, +)	公益, 私益とも重視する。
	(-, +)	公益を重視せずに, 私益を重視する。
	(-, -)	公益, 私益とも重視しない。
	(+, -)	公益を重視し, 私益を重視しない。

## 企業の社会的責任に関する実態と制度

つである。私益を優先して公益を犠牲にしている場合は、費用を当該企業（組織）が負担し、逆に、公益を優先して私益を犠牲にしている場合は、費用を社会が負担して公益と私益の均衡を回復しなければならない。ちなみに、ドラッカーも、社会におけるマネジメントの責任とは、公共の利益（公益）をもって企業自らの利益（私益）にすることであり、公益を私益に一致させることによって、両者の調和を実現することが必要であると述べていることは興味深い<sup>14)</sup>。

そして、株主代表訴訟では大和銀行事件、内部告発者保護では雪印食品事件、特許訴訟では青色発光ダイオード事件、粉飾決算ではカネボウ事件やライブドア事件、食の安全・安心では、様々な食品偽装事件が、それぞれ立法化や法律の改正に与えた影響は大きい。

本稿では、例えば「法と経済学」にみられるような、法学の概念を経済学の概念で代替するということを想定していない<sup>15)</sup>。個々の学問領域を基礎に、企業社会における実態と制度の相克と調和を、経営と法律という複眼的な視座で見ること注目したいのである。これを実証する方法としては、例えば訴訟が提起される前後や経営者交代の前後の企業業績を比較するなど、経営資源の具体的な変化を定量、定性の両面での分析が可能である。法律が経営に影響を与え、経営が法律に影響を与える現象に焦点をあてていくことになる。

### 5 - 4 経営と法律の対象事例

最後に、企業の社会的責任に関連する経営と法律について、対象となる事例をいくつか以下に紹介する<sup>16)</sup>。

#### (1) 株主代表訴訟と取締役の責任

株主代表訴訟の制度は、1950年商法改正に際して、株主地位の強化策の一環として、米国の法制度にならって採用された。本来、取締役の責任

を追及するのは会社であるが、会社がそれを怠っている場合に、株主が会社に代わって責任を追及することを認めたものである。

従来の株主代表訴訟に相当する規定は、会社法では、「責任追及等の訴え」に係る規定として定められている。すなわち、6カ月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式をもつ株主（その権利を行使することができない単元未満株主を除く）は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、その他役員等もしくは清算人の責任を追及する訴え（責任追及等の訴え）の提起を請求することができる（会社法 847）。ただし、責任追及等の訴えがこの株主もしくは第三者の不正な利益を図り、または株式会社に損害を加えることを目的とする場合にも株主の請求を認めない（同法 847 ただし書）。

取締役（役員等）が、その任務を怠ったときは、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負わなければならない（同法 423）。これに関し、取締役が競業避止義務（同法 356）に違反して取引をしたときは、この取引によって取締役、執行役または第三者が得た利益の額は、前記損害の額と推定される（同法 356）。また、利益相反取引（同法 356）によって会社に損害が生じたときは、これに関連する取締役または執行役は、その任務を怠ったものと推定される（同法 423、違法配当 462、利益供与 120）。該当者は自己が任務を怠っていなかったことを立証しなければならない。

なお、損害賠償責任は、原則として、総株主の同意がなければ、免除することができないが（同法 424）、この役員等が職務を行うについて善意かつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から所定の最低責任限度額を控除した額を限度として、株主総会の決議によって免除することができる（同法 425）。

役員等がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、この役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う

## 企業の社会的責任に関する実態と制度

(同法 429 )。また、取締役および執行役が株式、新株予約権、社債もしくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知、もしくはこの募集のための株式会社の事業、その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載もしくは記録をした場合等、その者が当該行為をするに際し、注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない(同法 429 )。

### (2) 内部告発者保護

内部告発者を保護する法律は米国、英国などでは既に制定されている。内部告発者を保護する目的は、広く公衆に危険を知らせる警告、継承を鳴らすことである。米国では内部告発者保護法 (Whistleblower Protection Act, 1989)、サーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act, 2002)、英国では公益開示法 (Public Interest Disclosure Act: PIDA) などが存在する。いずれも告発対象行為、正当な告発の要件などを明記している。公益に資するような告発者を保護する制度が導入されれば、組織の不正が質される点で有益である反面、告発者が密告者として社会的に制裁を受ける危険性も懸念される。そこで我が国では 2006 年、公益通報者保護法が施行され、企業等の法令違反行為を通報した内部告発者(労働者)が解雇等の不利益な取扱いを受けずに保護されることとなった。また、行政の説明責任を明らかにした「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法, 1999 年)、個人情報を用いる事業者の漏洩等に告知義務違反の罰則を課した個人情報保護法(2005 年)も注目される。

### (3) 知的財産権制度と特許訴訟

知的財産権(知的所有権ともいう)とは、人間の幅広い知的創造活動について、その創作者に権利保護を与えるものである。具体的に、人間の知的創造活動の成果として、独創的なアイデアである「発明」や「考案」、独

自のデザインである「意匠」、音楽・小説・絵画などの「著作物」などがあり、それぞれが特許法・実用新案法、意匠法、著作権法によって保護されている。

一方、営業上の標識としては、事業活動を行う時に使われる名前である「商号」、自己の商品やサービスを示すために用いられる「商標」（いわゆるブランドともいう）などがあり、それぞれ商法、商標法によって保護されている。なお、特許権、実用新案権、意匠権、商標権はあわせて工業所有権という。

また、これらの知的財産の中でも、バイオテクノロジー、エレクトロニクス・情報通信などいわゆるハイテク分野での技術開発は盛んであり、例えばコンピュータ・プログラム（著作権法）や、半導体集積回路（半導体チップ保護法）など、新たに保護されるに至った分野もある。さらに、製造技術や顧客リストなどの営業秘密の不正な取得・使用行為、模倣商品の製造・販売、商品の品質・内容の虚偽表示や著名な他人のブランドのただ乗りという事業活動における不正な競争行為を規制している不正競争防止法もある。

近年では、知的所有権の保護を強化することが、各国の企業、国家にとって競争力を高めるために有力であるとの認識が国際的に高まっている。わが国でも2003年知的財産戦略本部が内閣府に設置され、知的財産推進計画をふまえて、知的財産の創造、保護、活用がすすめられている。国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）や、知的所有権の貿易関連側面（WTO・TRIPS）協定など、様々な国際会議や条約で、各国の知的財産権の保護制度を統一するための活動が行われている。他人による同じ発明が複数ある場合、その何れに特許を与えるかを決定する原則として、先願主義（先に出願した者に特許を付与する主義である。米国以外が採用している。勿論、日本の特許法もこれを採用している。）、先発明主義（先に発明した者に特許を付与する主義である。）の2つがあり、後者は米国のみが採用している<sup>17)</sup>。



## 企業の社会的責任に関する実態と制度

一般に発明は発明者の特別の能力や努力により生まれるため、特許による保護やそれによって生ずる利益は全て発明者に帰属するのが原則とされる。しかし、企業の従業員等の発明が、その企業の業務遂行と技術的に関連があり、発明の過程がその従業員の職務に含まれる職務発明については、企業は資金・設備などの投資により発明を誘導・補助している事情があり、発明をすることが従業員の任務であるという特別の条件のもとでなされているため、企業と従業員との各役割、貢献度などを比較衡量し、更には産業の発達という公益的な立場も考慮して、特許法には特別の規定が用意されている（特許法 35）。裁判所は職務発明の「相当の対価」はその発明により企業が受ける利益の額と、その発明に対して企業が貢献した程度とを考慮して定める。

裁判所は「相当の対価」の算定にあたり、第一に、発明によって企業の得た利益を算定し、第二に、これに対する企業と従業員の貢献度を認定し、これらに乗じて求める。そして、発明による利益の算定に際しては、発明の意義・有用性、特許権取得に至る経緯、特許が無効とされる可能性、発明の利用（実施）態様、他企業とのライセンス契約の有無・内容等々を考慮する。また、貢献度の認定に際しては、発明がなされるまでの企業や他の従業員らの協力・関与の程度、特許取得に至る経緯等の事情が考慮される。その結果、その算定基準は、以下ようになる。

「相当の対価」 = 特許を使用した商品売上金額 × 他社の発明実施を禁止できた割合 × 実施料率 × 貢献度

従来の判例によれば、従業員技術者の請求額と、裁判所の算定する「相当の対価」には隔たりがあり、全当事者が納得する結果は得にくい傾向にあった。

特許に関わる紛争は、訴訟によらずに第三者による調停・仲裁等によっ

成城・経済研究 第183・184合併号（2009年3月）

表3 主な特許訴訟における貢献度・請求金額・容認金額

判決年月日	裁判所	原告(当時身分) 被告	貢献度 原告 / 被告	請求金額	容認金額	裁判 状況
1983.12.23	東京地裁	取締役 日本金属加工	10 / 90	1620万 910万	170万 160万	確定
1983.09.28	東京地裁	取締役 東扇コンクリート工業	5 / 95	1137万	841万	確定
1992.09.30	東京地裁	取締役 カネシン	65 / 35	3089万	1292万	確定
1994.04.28	大阪地裁	所長 象印マホービン	20 / 80	1億5000万	640万	確定
1993.03.04	大阪地裁	部長待遇室長 ゴーセン	40 / 60	1648万	157万	
1994.05.27	大阪高裁		"	1635万	166万	確定
1995.01.20	大阪高裁		"	"	(棄却)	
1999.04.16	東京地裁	研究者 オリンパス光学	5 / 95	2億	228万	
2001.05.22	東京高裁		"	5000万	"	
2003.04.22	東京高裁		"	"	"	確定
2002.11.29	東京地裁	研究者 日立製作所	20 / 80	9億 7060万	3474万 15万	
2004.01.29	東京高裁		"	2億5000万	1億2810万	係属
2003.08.29	東京地裁	研究者 日立金属	10 / 90	8974万	1128万	係属
2004.01.30	東京地裁	研究者 日亜化学工業	50 / 50	200億	200億	確定
2005.01.11	東京高裁				8億4391万	
2004.02.24	東京地裁	研究者 味の素	5 / 95	20億	1億8935万	
2004.11.19	東京高裁				1億5000万	確定

(注) 『特許判例百選・第三版』『判例時報』『判例タイムズ』及び新聞記事等をもとに作成，2005年時点。

ても解決は可能である。それは裁判外紛争処理 (Alternative Dispute Resolution: ADR) に該当する。判決などの裁判によらない紛争解決方法を指し、民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解、斡旋などである。

#### (4) 粉飾決算の定義と法律規定

粉飾決算 (window-dressing settlement) とは、会社の経営状況が赤字や債務超過等悪化しているにも拘らず、売上を水増ししたり、経費を圧縮したりして不正な経理操作を行って黒字決算にすることを言う<sup>18)</sup>。

粉飾決算をして銀行から不正に融資を受け、本来できない利益配当や役員への賞与の支給を行えば会社の財産の減少をもたらす、債権者へも影響する。さらに上場会社にあつては、投資家への偽りの開示となり証券市場での投資家を裏切ることもある。従つて、粉飾決算は多大な弊害をもたらす会社経営者としては決して行ってはならない行為である。コンプライアンスの見地からも当然に許されない。

一方、逆粉飾決算とは、実際は黒字決算にも拘らず、赤字決算とするような場合であり、脱税が問題となる。粉飾決算に関わる責任には、以下の民事責任と刑事責任にわけられる。

##### (i) 民事責任

役員等の株式会社に対する損害賠償 (会社法 423) および役員等の連帯責任 (同法 430)、役員等の第三者に対する損害賠償責任 (同法 429)、不実の報告書に関する関係者の責任 (金融商品取引法 24 の 4)

##### (ii) 刑事責任

会社財産を危うくする罪および違法配当罪 (会社法 963)、取締役等の特別背任罪 (同法 960)、不実の書類、公告・不正取引行為等の罪 (金融商品取引法 197)

近年、粉飾決算事件に登場した企業にはカネボウ、ライブドアなどの名

があげられる。一方、不正会計処理を適正に監査できなかった監査法人の組織改革も急務となった。

#### （5）食品表示に関連する法律規定

近年我が国では、食品偽装事件が後を絶たない。現在、食品表示に関連する法律がいくつか存在する。ここでは4つの法律に言及したい。これらが示すことは、現行法および所管先が分かれており、一部の法領域に重複が見られること、法律間の連関性が必ずしも明確でないことである<sup>19)</sup>。

##### （i）不正競争防止法

不正競争防止法（1993年）は、市場における公正な競争と国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止を目的として設けられた法律のことであり、民法（不法行為法）、知的財産法、独占禁止法、刑法など密接に関係している。所管先は経済産業省である。

具体的には、競争相手を貶める風評を流したり、商品の形態を真似したり、競争相手の技術を産業スパイによって取得したり、虚偽表示を行ったりするなどの不正な行為や不法行為（民709）を抑止させ、市場経済社会が正常に機能させる必要がある。

##### （ii）不当景品類及び不当表示防止法

不当景品類及び不当表示防止法（1962年）は景品表示法、景表法とも呼ばれる。所管先は公正取引員会である。

生産者によって不当な表示や過大な景品類の提供が行われると、消費者が商品・サービスを選択する際に悪い影響を与え、公正な競争が阻害される。そこで、独占禁止法の特例法として、景品表示法が制定された。景品表示法は、不当表示や過大な景品類の提供を厳しく規制し、公正な競争を確保することにより、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るものである。

##### （iii）食品衛生法

表4 食品表示に関連する現行法と違反者

法律名	所管先	目的	主な表示項目	違反への措置	参照条文	違反者・判明時期
不正競争防止法	経済産業省	不正競争の防止	消費者を誤認させる表示禁止	指示、業者公表、改善命令 50万円以下罰金	2条	ミートホープ 2007.6 船場吉兆 2007.10
不当景品類及び不当表示防止法 (景品表示法)	公正取引委員会	公正な競争確保、消費者利益の保護	食肉の場合、名称、原産国名、内容量など	消費者を誤認させる表示禁止 排除命令、懲役、罰金	4条	ミートホープ 2007.6 比内鶏 2007.10
食品衛生法	厚生労働省	飲食による衛生上の危害の防止	名称、添加物、品質保持期限	営業停止・禁止 6ヶ月以下懲役 3万円以下罰金	19条	赤福 2007.10
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法)	農林水産省	消費者の商品選択への寄与	加工食品は賞味期限、保存方法、内容量	3年以下懲役 300万円以下罰金	19条の13	石屋製菓 2007.8 比内鶏 2007.10

食品衛生法（1947年）は、日本において飲食によって生ずる危害の発生を防止するための法律である。食品と添加物と器具容器の規格・表示・検査などの原則を定めている。所管先は厚生労働省である。現行の食品衛生法は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的としている。

食品衛生法は2003年5月に制定以来初めてといえる大改正が行われ、この改正とほぼ同時期に食品安全基本法が新たに制定された。

#### （iv）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（1950年）は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、公共の福祉の増進に寄与することを目的として制定された。この法律は、一般には、日本農林規格法、JAS法と呼ばれている。所管先は農林水産省である。

この法律は、農産物、飲食料品等の食品が一定の品質や特別な生産方法で作られていること、規格検査に合格した製品であることを保証する「JAS規格制度（任意の制度）」と、全ての製造・販売業者に品質表示基準に従って原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」の2つで構成される。

## 6. 結び - 「法と経営学」の意義 -

近年の企業不祥事は、単に消費者や投資家に対して被害・損害を与えるだけでなく、被害発覚後の刑事罰等によって企業自身に対しても多大な損害を生じさせる。企業の不祥事の多くは、社会的責任に関する実態と制度の相克と調和、言い換えると経営と法律に起因する問題であり、企業と

## 企業の社会的責任に関する実態と制度

法が不可分の関係にあることが理解されよう。それだけに、社会や経済、経営の実態に即した法体系の見直し、改正は常に急務となる。我々は「法と経営学」、企業を経営と法律の複眼的な視点によって、懸案となる課題を具体的に分析・考察することが重要となる。

### [注・参考文献]

- 1) 神田秀樹『会社法 第10版』弘文堂, 2008年, 境新一『現代企業論 - 経営と法律の視点 - 第3版』文眞堂, 2007年
- 2) 境新一『法と経営学序説 - 企業のリスクマネジメント研究 - 』文眞堂, 2005年
- 3) 郷原信郎『企業法とコンプライアンス “法令遵守” から “社会的要請への適応へ”』東洋経済新報社, 2006年
- 4) 鈴木一功編著『企業価値評価 実践編』ダイヤモンド社, 2004年, 高巖編『CSR: 企業価値をどう高めるか』日本経済新聞社, 2004年
- 5) 平田光弘『経営者自己統治論』中央経済社, 2008年
- 6) トレッドウェイ委員会組織委員会編, 鳥羽至英・八田進二訳『内部統制の統合的枠組み 理論編』白桃書房, 1996年
- 7) 中村瑞穂編著『企業倫理と企業統治 国際比較』文眞堂, 2003年, 郷原・前掲注3)
- 8) 『日本経済新聞』2001年12月12日付
- 9) 亀井利明『危機管理とリスクマネジメント 改訂増補版』同文館出版, 2001年
- 10) Head, G. L., The Risk Management Process, New York, Risk Management Society Publishing, 1978., Jenni, O., Die Frage des Risikos in der Betriebswirtschaftslehre, Bern Akitengesellschaft, 1952., Marshall, L. C., Business Administration, The University of Chicago Press, 1921.
- 11) 食品安全マネジメントシステム研究会編, 日本環境認証機構著『すぐ役立つISO22000 食品安全マネジメントシステム実践ガイド』ぎょうせい, 2007年, 新宮和裕『HACCP 実践のポイント 改訂版』日本規格協会, 2002年, 日本規格協会編『対訳 ISO22000: 2005 食品安全マネジメントシステム フードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項 (Management System ISO SERIES)』日本規格協会, 2007年
- 12) 小林英明『会社を不祥事から守る法律知識』PHP 研究所, 2003年, 境・

前掲注2)

- 13) 三戸公『公と私』未来社, 1976年, 同『家の論理1 日本的経営論序説』文眞堂, 1992年
- 14) P. F. ドラッカー, 上田惇生訳『新訳 現代の経営 上・下』ダイヤモンド社, 1999年
- 15) 穴戸善一・常木淳『法と経済学: 企業関連法のミクロ経済学的考察』有斐閣, 2004年, R. D. クーター・T. S. ユーレン, 太田勝造訳『法と経済学 新版』商事法務研究会, 1997年, M. ラムザイヤー『正義の経済学: 規範的法理学への挑戦』木鐸社, 1991年
- 16) 境・前掲注2)
- 17) 川口博也『基礎アメリカ特許法』発明協会, 2000年
- 18) 森岡孝二『粉飾決算』岩波書店(岩波ブックレット), 2000年, 境・前掲注1)
- 19) 境新一「食品をめぐる企業のリスクマネジメントに関する考察 - 「法と経営学」の分析枠組みを通して - 」『成城大学経済研究』第180号, 47 - 73頁, 2008年